



埼労発基 0910 第3号
令和2年9月10日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長



石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
に係る具体的事項について

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般7月1日に、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号。以下「改正省令」という。）を公布し、順次施行することとされたところです。

改正省令による改正後の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第277号。以下「告示」という。）については、令和2年7月27日に告示されたところであり、令和5年10月1日から施行することとされています。

今般、告示第3条の規定に基づき、分析調査講習の実施に関し必要な事項が別添のとおり定められ通知されたところです。

関係団体の皆様におかれましては、傘下会員その他関係者の皆様方に対し、別添通知の内容等の周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

